慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	民主主義・再行主義・政治教育
Sub Title	Democracy. redoism, and political education
Author	蓮見, 二郎(Hasumi, Jiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.12 (2004. 12) ,p.135- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	根岸毅教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20041228-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民主主義・再行主義・政治教育

蓮見二郎

はじめに
(一) 問題の所在
(二) 本稿の構成
一 可謬主義と再行主義
(一) 二つの可謬主義
(二) 論理的可謬主義の検討
(三) 再行主義の概念
(四) 可謬主義と再行主義との関係
二 再行主義的民主主義論の検討
(一) 再行主義の描く民主主義
(二) 再行主義的民主主義論の課題
三 自由で民主的な社会における政治教育の論拠
(一) 再行主義的民主主義からの議論
(二) 再行主義からの議論
おわりに

はじめに

(一) 問題の所在

本稿の目的は、自由で民主的な社会に政治教育が不可欠であることの適切な論拠を示すことにある。[1] ここに言う「自由で民主的な社会」とは、後に検討する再行主義の立場に立って設計・維持された社会を指す。また、「政治教育」の語は、よき有権者を育成するための教育（「有権者教育」）の意味で用いる。[2]

この問いに答える必要があるのはなぜか。それは、今日、自由で民主的な社会において、現実には政治教育が広く行われているにも関わらず、政治教育が不要であるとの考えもまた根強く存在しているからである。[3] 広く世界中の教育現場や教育政策立案において、政治教育に関する専門的な知見が求められているのとは裏腹に、政治理論の世界では、自由で民主的な社会における政治教育への懐疑が根深い。例えば、こうある。

> 社会過程や政治制度が個人の性格や信条からは独立に望ましい集団的帰結をもたらすよう設計し得ることを理由に、自由主義体制は自由な市民の育成を目指す公民教育を必要としない、それどころか必要としない点にこそ特徴がある、というマンデヴィル流の議論には長い伝統がある。[4]

ここにあるマンデヴィルの『蜂の寓話』自体、実際には経済活動についての教訓に過ぎないが、[5] より直接的な文脈で強い懐疑を表明する者に憲法学者の坂本昌成がいる。

> ありのままの諸個人は、個と普遍を自己の内部で統合する公民ではありえず、また、カントの定言命法のもとでの統合を実現しようとする公民でもない。ルソー、カントの思想は、市民社会の反倫理性を公民の道徳という、市民社会の外にある規範で諸個人のあり方を統制しようとするのである。言い換えればそれは、『国家／市民社会』の対立と亀裂を『公民社会』の樹立によって架橋しようとするための倫理の思想であり、統治の体制のあり方を探求する議論とは異質

である。

統治の学は、倫理の学でもなければ、千年王国樹立を夢想することでもない。(6)

この見解に対して、政治教育が「統治の学」たる政治学の研究対象であること、(7)また、政治教育に政府によって行われるべき部分が存在すること、(8)の二点について筆者は既に他所で公表しており、ここでは繰り返さない。しかしながら、自由で民主的な社会の原理と政治教育とが矛盾を起こさないのかとの問いは、政治教育の現場における混乱を避けるために、さらに検討の余地がある。

もちろんこれまでも、この問いに対する回答は試みられてきた。

例えば、ガルストンは、自由主義国家がうまく機能するには、市民の性格や信条が大きく影響することから、「自由主義国家の生存可能性は有徳な市民を生み出す能力に掛かっている」(9)と言う。ここに想定されている徳とは、個人主義・多様性などの自由主義社会の徳、企業家精神・勤労意欲などの自由主義経済の徳、他者の権利の尊重・公的言説能力などの自由主義政体の徳などである。(10)ガルストンにとって自由で民主的な社会に政治教育が必要なのは、自由で民主的な社会を守るためである。

マシードも類似の議論を展開する。彼の見方では、自由主義国家では市民による公共的理由の批判的交換を通じて正義が承認・維持されため、(11)自由主義政体の善し悪しは市民の徳に掛かっている。(12)この徳とは、自由主義国家で市民自らが繁栄すると同時に、自由主義社会を守るためのものでもある。(13)したがって、政治教育の重要な目的の一つは、市民に自由主義政体を支持させることである。(14)

さらにこの二人以上に明白なのは、教育哲学者パトリシア・ホワイトの主張である。民主主義を社会の全領域で最高度に達成するには、市民が参加を通じて自由や正義といった民主主義の社会構成原理を実現するだけ(15)ではなく、自らの知識・技能を民主主義的に用いる性向もまた身に付ける必要がある。(16)そうした性向には、勇気・自

尊心・友情・信頼などが含まれる。つまり、政治教育はさらなる民主化のために必要とされる。

政治教育の必要な根拠を自由で民主的な社会の維持や支持に求めるこうした議論は、その論理構成に二つの重大な問題がある。第一に、この論理は、マルクス主義や全体主義における政治教育論のそれと同様の権威主義的な性格を持っている。この種の議論は、括弧つきの「望ましい政治体制」を維持するために、その維持に奔走する有権者を育てようとする。ここで政治体制の望ましさは、有権者の意思でなく理論の論証の正しさに掛かっている。これにはもちろん、「民主主義は正しいから構わない」との反駁がありえ、そこで出てくる第二の問題は、体制維持を求める保守的性格である。有権者に求められるのは、望ましい政治体制を「維持」「支持」すること、あるいは、その「枠組み内で完成」させることである。民主主義を目下最善の政治体制とたとえ認めたとしても、民主主義があらゆる欠陥を免れているとは言えまい。民主主義はさらによき形態を模索しうる。

そうであるならば、自由で民主的な社会を維持するために政治教育が必要であるという論理は必ずしも健全でない。社会をさらに改善しうる可能性を含む政治教育（論）が望ましい。そのためには、政治教育の必要性を自由で民主的な社会の維持からではなく、その前提となっている社会構成原理自体から導く必要がある。

その点で、右の三人に比べ、ガットマンの政治教育論はより魅力的である。ガットマンにとって、民主主義社会における市民の役割は、政治参加によって「社会の意識的な再生産」を行うことである[17]。よき法はよき市民から生まれ、よき市民はよき教育から生まれるとすれば[18]、参加に必要な徳性・知識・技能を身に付けるための政治教育は優先度が高い[19]。そこでの政治教育は、よき生やよき社会について理性的・批判的に判断を下せるよう[20]、市民の熟議的性格を発達させるものとなる[21]。この議論は、政治教育の必要性を必ずしも自由で民主的な社会の維持には求めていない点で、さらに洗練する価値がある。

(二)　本稿の構成

本稿全体の試みは、「自由で民主的な社会に政治教育が必要なのはなぜか」の問いに、これまでと違う方法で、つまり、自由で民主的な社会の構成原理自体から、答えることである。そのため、まず、数ある民主主義の正当化論拠の中でも最も有望なものとして可謬主義・再行主義に着目して分析を始める（第一章）。続く第二章では、この再行主義の立場に基づく民主主義論を検討し、それらに残されている重要な課題を示す。第三章では、政治教育が自由で民主的な社会を維持するために必要なばかりでなく、自由で民主的な社会の構成原理である再行主義からも直接にその必要性を主張できることを示す。

ところで、可謬主義・再行主義から議論を説き起こすのはなぜか。それは、可謬主義・再行主義が方法論的個人主義の観点から一貫して説明しうる民主主義論を導くことのできる可能性を持っているためである。自由で民主的な社会を擁護するには、「他者にも自由を認めることは私にとってなぜ重要か」との問いに答える必要がある[22]。なぜなら、そもそも自由で民主的な社会を納得させるべき最重要の相手（つまり民主主義論の名宛て人）が、独裁者・寡頭制支配者といった「私（達）以外の他者に自由を与える必要はない」と考える者達だからである。彼等を説得するには、「私（達）だけが自由を持つより、他者にも認めた方が自分にとって好ましい」と彼等に思わせる必要がある。しかしながら、これまでの多くの民主主義論は、この問題意識を欠いていた。第二章で述べるように、この説得を試みている点で、可謬主義・再行主義を前提とする民主主義論は、取り上げるに値する有望な民主主義論なのである。

一　可謬主義と再行主義

自由で民主的な社会の構成原理としての可謬主義・再行主義はどのようにとらえるべきか。ここでは、まず、可謬主義の概念を分析し、続いてその論拠を検討する。次に、再行主義の意味を明らかにした上で、可謬主義と再行主義との関係を検討する。

(一)　二つの可謬主義

「可謬主義（fallibilism）」とは、「我々人間の知識は、例外なく弱点があり、誤りと判明する可能性がある」[23]と主張する哲学上の立場のことである。この可謬主義は、次の二種類に区別することができる。

(A)経験的可謬主義　事実としての人間の認識能力の有限性を強調する
(B)論理的可謬主義　論理的な問題として真理の認識が不可能であることを強調する

(A)事実の問題として人間が誤りやすいことを強調する立場をここでは経験的可謬主義と呼ぶ。全知全能の神に対比して「人間は誰しも完璧ではない」と言うのは、この立場である。その主張内容は、経験的なものであり、事実に照らして正しいか誤っているか判断可能である。(B)一方、人間が真理を認識できる可能性を論理的に否定するものを論理的可謬主義（非正当化主義的可謬主義）[24]と呼んでおく。この一つの論拠は、いわゆる「ミュンヒハウゼンのトリレンマ」[25]である。すなわち、ある主張を基礎付けようとすれば、(1)無限遡及、(2)循環論法、(3)作業中断の何れかに陥らざるを得ない。これは、何れの主張も正当化（論証によって正しさを示すこと）は不可能であ

り、何れの主張も正しさを保証するものはないことを含意する。

二つの可謬主義の区別は、可謬主義における「誤り（誤謬）」の概念にも関連する。可謬主義における「誤り」は、少なくとも次の二つの意味で用いられている。[26]

(x)主観主義的誤謬観　誤りとは、時間的に後になって主観的認識が修正されることを指す。

(y)論理学的誤謬観　誤りとは、真理でないこと、つまり論理学的な虚偽のことである。

(x)の誤りとは、現実が我々の予期した通りにならなかった事態、あるいは、そもそも我々の予期自体が変わった場合のことである。[27] 一方、(y)の誤りとは、二値論理的に「真か偽か」というときの偽である。なお、(B)論理的可謬主義は基本的に(y)論理学的誤謬観を前提とするが、(A)経験的可謬主義は必ずしも(x)主観主義的誤謬観に基づくとは限らない。

この二つの「誤り」の定義のどちらを採っても、知識を入手した時点や知識を保持している時点では、その知識が誤りかどうかは分からない。それが分かるのは、(x)そもそもの予期が修正されたとき、あるいは、(y)論理的に偽であると証明されたときであり、何れも事後的である。[28] このことは、事実に関する知識はもとより、民主主義のような当為に関する知識においては特に重要である。なぜなら、当為の問題において、行為を行った後にしか正しさが分からないことは帰結主義に親和的である一方、行為を行う以前から正しさの判断が下される義務論や原理主義には馴染まないからである。

この一方で、(x)主観主義的誤謬観は別の問題を抱えている。というのも、メタ倫理学上の価値主観主義、すなわち、価値の源泉を個人の主観的認識に求める立場、と結び付きやすいからである。価値主観主義の考えでは、

「私が望む」という事実を「私にとって望ましい」という価値にすり替えてしまう可能性がある。[29]

そこから論理学的誤謬観を採るべきとして、次に、経験的可謬主義・論理的可謬主義の何れを採るべきか。歴史上、神に代わってあたかも自らが全知全能であるかのように僭称する者達がたびたび出現してきたという事実と、それにも関わらず可謬主義を説得すべき相手（名宛て人）がそうした者達であるという我々の議論の目的とに照らせば、経験的可謬主義は、たとえその事実判断が真であったとしても（それを確認することはできないが）、必ずしも適切とは言えまい。

(二) 論理的可謬主義の検討

それでは、論理的可謬主義は、可謬主義以外の立場とどう異なるか。論理的可謬主義は、少なくとも次の三つの主張から成り立っている。

(1)真なる知識は存在する。
(2)何らかの知識を手に入れることができる。
(3)手に入れた知識はいずれも、将来、誤りであると判明する可能性を持つという意味で、暫定的なものである。

(1)の条件は、真なる知識など存在しないという相対主義・懐疑主義を否定する。これによって我々が真なる知識を求める誘引がある。ここに言う真理は、我々の認識活動の目標として存在する、「統制理念」としての真理である。[30]

(2)は、如何なる知識も入手不可能であるとの逃避的な虚無主義の態度を退ける。

(3)は、未来永劫にわたって否定されない究極の真理を我々が入手できるという、認識の確実性への信頼と対峙する。[31] これは、真理の存在と真理の認識との区別に基づく。可謬主義は、(1)によって真理の存在を肯定するが、(3)によって真理の認識は否定する。ちなみに、全知全能の神は、(1)(2)の条件を満たすが、(3)を満たさない。

この論理的可謬主義の立場に対しては、次の二つの批判が想定される。

第一に、論理的可謬主義の自己論駁性、つまり、論理的可謬主義自体が論理的可謬主義の正しさを否定している、との批判である。確かに、(3)の条件からは、論理的可謬主義自体も、将来、誤りであると判明する可能性がある。しかしながら、論理的可謬主義を前提として採るのは、それが正しいという保証があるからではなく、それが未だ誤りと反証されておらず、暫定的に保持するに値するためである。[32] したがって、論理的可謬主義が自らを論駁していることにはならない。

もう一つの批判は、自然科学に由来する可謬主義をそのまま社会科学に適用できないというものである。[33] より厳密には、可謬主義が、事実に適用できるからと言って、価値や当為にも適用可能とは限らないというものである。しかしながら、論理的可謬主義の核心にあるのは、如何なる主張も論証による正当化は為し得ないという考え（非正当化主義）であり、このこと自体は、事実であるか価値や当為であるかに関わらない。実際、可謬主義に基づく政治理論（すなわち可謬主義を当為に適用したもの）は、「欧米の政治理論の伝統の中には脈々と存在して」[34]きた。

もちろん、ここで論理的可謬主義それ自体を正当化することは、論理矛盾である。[35] 論理的可謬主義を議論の出発点にすべき理由は、誰もが受け入れる主張だからではない。その適否を帰結によって判断するに値する常識に適った仮説だからである。[36]

㈢ 再行主義の概念

可謬主義の立場はしばしば「再行主義（redoism）」を伴う。ここで再行主義とは、知識について「批判の機会」を、人の活動について「やり直しの機会」を、持つことを好ましいと考える立場である。[37] 再行主義は、通常、可謬主義を前提とする。誤りを犯さざるをえない人間が、知識を進歩させ、活動を改善していくために、誤りを見つけ次第排除していく「推測と反駁」・試行錯誤に価値が置かれる。

再行主義と対立するのは、「原理主義」・独善主義の立場である。ここに言う原理主義とは、何らかの知識（原理）を無謬のものと前提して、その知識を否定したり修正したりすることを一切認めない立場[38]のことである。原理主義の立場は、(1)真なる知識が存在し、(2)何らかの知識を入手することができる、という二点では可謬主義と立場を同じくするが、(3)真なる知識を入手できる、と考える点が異なる。また、真と見なした知識についての批判や、そうした知識に基づく活動のやり直しに積極的な意義を認めない点で、再行主義とも異なる。

もちろん、進歩や改善のためには批判・やり直しが必要であっても、批判・やり直しをすれば必ず進歩するという保証はない。[39] 一回一回の批判・やり直しの成果は、その時点では判断できず、事後的にしか分からないからである。批判・やり直しは進歩や改善の必要条件であって、十分条件ではない。しかし、本稿が再行主義を議論の前提にするのは、再行主義に誤りがないからではない。再行主義が、その帰結を引き出して善し悪しを検討するに値する仮説だからである。

㈣ 可謬主義と再行主義との関係

可謬主義と再行主義との関係は如何なるものか。「二重の検定」に掛けてみよう。

第一の検定。可謬主義は必ず再行主義を導くか。実際に、再行主義の多くは可謬主義を前提とする。しかし、

論理的には、本稿の論理的可謬主義が必ず再行主義を導くとは言えない。例えば、(1)真なる知識が存在し、(2)何らかの知識は入手が可能で、(3)その知識が常に誤りうるのであれば、入手したどの知識の価値も等価であると考えて、「何でもあり（anything goes）」と開き直ることも十分可能である。[40] この場合、誤りを修正する誘因がないため、入手した知識に固執して「原理主義」に陥ることがある。第二の検定。再行主義は必ず可謬主義を前提とするか。もし人間が誤らなかったとしても、批判・やり直しに意義があるとすれば、可謬主義を前提とせずに再行主義の価値が説明できる。例えば、「政治は自然環境・社会環境への適用を要求されるものであり、自然環境・社会環境が常に変化している（事実として争いうる問題）以上、人間が誤らなかったとしても、新たな環境へ適用するために政治における批判・やり直しには意義がある」という説明が考えられる。

いずれにしても、可謬主義は批判・やり直しによって誤りを排除するという再行主義の方法を伴ってはじめて意義が出る。では、その批判・やり直しという方法は、どのように民主主義のよき根拠になるのだろうか。

二　再行主義的民主主義論の検討

再行主義に基づく民主主義論はどのようなものになるか。ここでは、これまでの分析を基に、再行主義から導かれる民主主義論を比較検討し、続いてその民主主義論の持つ問題点を明らかにしたい。

㈠　再行主義の描く民主主義

民主主義の基礎に何をおくかは論者により様々ある。例えば、ケルゼン[41]や初期ラートブルフ[42]などは相対主義に依拠して民主主義論を展開している。そうした相対主義の立場に近いものの、それとは決定的に袂を分かつ民主

主義論として、再行主義からのものがある。ここでは、その代表例として、ポパー、ダーレンドルフ、井上達夫、施光恒、根岸毅の五人の民主主義論を比較したい。

1　ダーレンドルフの民主主義論[43]

ダーレンドルフの民主主義論の出発点は、「不確実性 uncertainty」である。これは、我々の知識には限界があるため確実な知識を得られない状態を指す（234）。この不確実性ゆえに、我々の下す決定は常に誤りの可能性がある（240）。そうした誤りの独善化や（240）、明らかな不正義（247）、社会の停滞を避け進歩を実現する（251）ためには、多様な知識の間で公開の競争・対決を行い、相互批判・反駁・比較・相互作用に開くことが重要である（240,242,244）。ここから、個人に倫理的な態度として批判・修正に開くことを要求する（252）のみならず、競争・対決を保証する制度としての民主主義を必要とする（247,249,255）。

ダーレンドルフは、現実を近づけるための「手に入れられない目標」として「正義」をとらえている（251）点で、正義を統制理念と見なしており、「誤り」もそうした統制理念に照らして判断したものと考えることから、論理的可謬主義に基づく再行主義にあたる。

2　ポパーの民主主義論[44]

ポパーの民主主義論には、二つの中心的前提がある。第一は、可謬主義である。ポパーは、我々が常に誤りうることを繰り返し強調する（e.g. OK141,155,297,/T18,25）。これとも関連して第二に、紛争は暴力や戦争によってではなく（C355,357/T30）、理性とそれに基づく討論とによって解決すべき（C337,355-6）との信念がある。全人類の尊厳ある共存のためには（A92）、専制を避けること（OS125）、すなわち、悲惨さを避け（A124）、平和を目標とすべきだからである（A44,119,143）。この二つの前提から、理性的な批判によって誤りを排除していく試行錯誤の方法によって（e.g. OK ch1,ch2,ch6,ch7/C312/T26-7）、常に改善に開かれている状態に価値を置く

(OS125)。個人として、批判的な態度は重要であり(A37/T30)、そのために、他者に耳を傾け(C352,357)、寛容(T25)であることに意義を見出す。また、政治制度としては、誤りについて他の形態より多くの議論が可能で(T22)、試行や理論の多様性の確保された状態(C312-3)が好ましい。それは、流血無しに支配者を解任し、政府を変更できる民主主義である(A89,94/C344-5,350/OS120-1,124)。

言うまでもなく、ポパーにとっての「真理」や「正義」は統制理念であり[45]、前提にあるのは論理的可謬主義に基づく再行主義である。

3　井上達夫の民主主義論[46]

井上達夫は、個人(k198)や民意(g196)の可謬性に注目する。可謬的な人々の間では価値観も多様である(g184)。政治は、そうした多様な価値観を持つ人々の共存を図る責務がある(e.g. k216ff)。そこで、公権力の行使は、人々の多様な価値観から中立の「正義」に基づかなければならない(e.g. k216-24/t98-101)。政治は、この正義を自由で批判的な熟議に掛ける、試行錯誤的な共同探求の場である(g196-7,203)。ここでの個人には、頑迷さを捨て、相互批判と相互の自己革新とにより他者の視点を獲得することが求められる(g190-1)。制度としては、権力腐敗や悪政を人々が批判し修正することを保証した「批判的民主主義」が必要である。これは、社会で対立する様々な価値が表に出て主張し合い競合することを許すゆえに価値がある(g193)。

明示的に述べられているように、批判的民主主義は価値可謬主義に立脚している(g196/k264-5n)。井上は相対主義も(k10-22,198-202)、真理合意説(g181-191)も批判して、統制理念としての客観的な「正義」(k/t)・「公共価値」(g197)を想定する。この点で井上もまた論理的可謬主義に基づく再行主義者である。

4　施光恒の民主主義論[47]

施光恒の民主主義論の最初の前提は、人々は可謬性から自らのよき生についての理解が不十分であるという点

にある（90）。人々が理解を深めるためには、批判的吟味と修正とによる試行錯誤が必要である（91-3）。そのため、個人には、自己客体視の能力（110-124）と認知的柔軟性（125-134）とによる自省能力が求められる。また、よき生を営むには、他者との様々な相互作用からの学び合いを通じて、一般化された他者の視点を獲得していく必要がある（120-4,217-22）。政治制度の目的は、人々のこうしたよき生に関する試行錯誤的な学び合いの場を維持・援助していくことにある（e.g. 2）。そうした制度の一つとしての民主主義は、よき生の追求の場を国家権力から実質的に保護し（236）、より正義に適った政治へ向けての効率の良い試行錯誤を可能にする（236-9）。

施は、人間の認識能力の限界性を強調し（1,41-2）、それが性別や文化を問わない人間一般の属性とする（42）点では、経験的可謬主義に見える。しかし、非正当化主義を援用して理論全体を構築しており（90-93）、よき生や正義は統制理念として用いている（149,208）。したがって、基本的には論理的可謬主義からの再行主義と見なしうる。

5　根岸毅の民主主義論[48]

根岸毅の民主主義論は、全ての人間に誤る可能性があることから出発する（27）。その場合、人々が進歩するには自分にやり直しの機会が不可欠である（27-8,111-4）。また、一人の思考には制約があり、自分ひとりでのやり直しには限界があることから、他者にもやり直しの機会を与え、他者の言動から学ぶ機会がなければ、進歩は叶わない（29,114-122）。これは政治の場面にも当てはまり、政治において自分にも他者にもやり直しの機会がある状態、すなわち民主主義、には価値があるとする（30）。

根岸のこの議論も確かに再行主義に基づくが、可謬性を「事実」とする点で（27）、経験的可謬主義に依拠して、他の四者と異なり論理的可謬主義を主張しない。また、「誤り」の概念でも、主観主義的誤謬観に立つ点で[49]（39）、他の四者と決定的な相違がある。これらの背景には、個人の主観的判断を超えた規範を認めない価値主観

説があろう。

ダーレンドルフ、ポパーの民主主義論は、論理的可謬主義と再行主義とに基づいた先駆的な民主主義論である。「他者を政治的決定に参加させることが私にとって重要なのはなぜか」の問いに対して、両者は共通して黙示的に「自分の正義構想が誤りうるため、他者から学ぶ必要がある」と答えようとする。このように、他者に参政権を認めることが私にとって価値あると示すための方向性を示唆した点で、両者の議論は評価できる。

両者から論理的可謬主義・再行主義を受け継ぎつつも、井上や施は議論をさらに進めて、政府の目的自体に、よき生へ向けた人々の試行錯誤の保証を掲げる。つまり、政治における試行錯誤を重視するだけでなく、そもそも政治は人々の試行錯誤のために存在していることを看破する。しかし、やはり先の問いへは、黙示的に答えるのみである。

これらに対して、根岸は、同じく再行主義に立ちながら、「自分にとっての進歩」という普遍的な価値のある目的に照らして、「他者に政治参加を認める」（民主主義）という手段の利益と損失とを明示的に比較しようと試みる[50]。独裁者や寡頭制支配者に対して民主主義を誠実に説得しようと試みる者は誰でも、こうした比較を行った結果として、民主主義に軍配を上げられなければならない。根岸の民主主義論の革新性は、まさにこれを意識的に行った点にある。

(二) 再行主義的民主主義論の課題

もちろん再行主義からの民主主義論は、何れを採っても未だ何らかの理論的難点を免れていなかろう。そうした難点の中でも、「民の声は神の声」とは限らず、むしろ、民主的な決定も誤りうるとの立場[51]から、どうしても

触れざるをえない重大な以下の三点だけ簡潔に指摘しておきたい。

1　有権者の範囲外の人々への配慮

再行主義に基づく民主主義を採ったとしても、その政策の影響を受けるにも関わらず、現在の有権者の範囲から外れるがために適切な考慮の払われない人々が存在する可能性がある。こうした人々の典型は、外国人である。そもそも近代の民主主義は、国民国家の枠組みを前提とした「ナショナル・デモクラシー」であった(52)。結果、国民国家の枠組みの外に居る者、つまり外国人や無国籍者、に対しては、基本的に政治的決定権を与えては来なかった（国内在住の外国人に参政権を与えることはある）。ところが、一国の政策の影響は、外交政策や軍事政策に限らず、環境政策・経済政策などあらゆる分野で国外へも波及している。また、現在のところ有権者の地位に就けない未成年者を含め、未来世代の人々の利益にも民主主義は考慮を払わない可能性がある。環境政策や年金・財政政策などは、政策を決定した人々だけでなく、決定時には有権者でなかった人々にもしばしば影響を及ぼす。これら範囲外の人々の利益や人権はどう守られるのであろうか。

2　有権者の範囲内で疎外されている人々への配慮

そればかりか、現在の有権者の範囲内にも、権利の守られない怖れのある人々が存在しうる。これは、多くの場合、多数派による少数派の人権侵害の形をとる。特に、いわゆる構造的少数派は、民族・宗教・言語などの違いから、説得によっていつか多数派を構成できると期待し得ない人々のことであり、格別の配慮に値する可能性がある。

3　民主主義・再行主義自体の維持

民主主義体制において、当の民主主義・再行主義自体を如何に維持していくかは、民主主義論最後の重要な課題である。何らかの手立てで民主主義を維持しなければ、民主主義が全体主義や独裁へ移行してしまう危険性が

ある。[53] 民主主義は設立することも難しいが、維持することはもっと難しい。[54] それなのに、「実際には、デモクラシーは、いつもみずからの理念を裏切ってきた」。[55] 民主的な決定によって民主主義・再行主義自体を放棄することのないよう歯止めが必要となる。

これらは、再行主義的民主主義論が絶対に克服し得ない問題というより、それが陥りかねないがために注意を喚起すべき問題である。また、これらは再行主義であるかに関わらず多くの民主主義論に付いて回る問題である。

こうした民主主義の難点にも関わらず、民主主義を擁護するにはどうしたらよいのか。それには、こうした難点に対して、民主主義とその社会構成原理である再行主義との双方に矛盾しない範囲で対処する手立てをまずは考案すべきである。

三　自由で民主的な社会における政治教育の論拠

再行主義とそれに基づく民主主義論を前提としたとき、政治教育はなぜ必要か。ところで、どの再行主義的民主主義論であっても、再行主義からは、民主主義の制度だけでなく、個人としての倫理的態度も導かれていた。自他の知識を批判し、自他の活動をやり直しに掛けることで、互いに学び合うことなどである。もちろん、こうした再行主義的態度の涵養は教育一般の目標の一つになりうる。では、政治教育特有の目的はないのか。以下、まず、再行主義的民主主義を維持し、その問題の解決に政治教育が寄与するという論法を検討する。次に、民主主義に関わらない再行主義からも政治教育が必要と言える論拠を示す。

(一) 再行主義的民主主義からの議論

再行主義的民主主義の維持に政治教育を必要とする場合、再行主義的民主主義の持つ欠点を政治教育以外の方法で克服しえないかを検討する必要がある。

1 エリート主義による解決

裁判所、官僚、代議政治家などのエリートに強い権限を与え、一般有権者の決定に制約をはめることで諸問題の解決を図ろうとする立場がありうる。例えば、再行主義者の中でも、論理学的可謬観に立って自由主義の立憲的枠組みに強いこだわりを持つ井上や施は積極的な司法審査を肯定し[56]、施はさらにダーレンドルフとともに代議政治家による指導も歓迎する[57]。一方、主観的可謬観に立つ根岸は、法解釈における立法者意思説を採って憲法上の違憲立法審査権へすら懐疑を示す[58]。もちろん技術的な問題について専門エリートの役割が大きくなるのは必然だが、それが一般の有権者にとってコントロール不可能なほど大きくなってしまっては、支持し得なくなる。我々が民主主義を支持する動機は、そもそも独裁や専制などの少数支配に対する警戒心からであった。

2 より上位の政府による解決

やや夢想的ながら、国民国家より上位のレベルの政府を設立することで、国民国家における民主主義がもたらす問題を解決しようという発想がある[59]。再行主義者の中でも、例えば、ポパーは国際的な民主主義が実現するよう国連に期待を寄せ[60]、根岸も民主化のための国際介入を擁護する[61]。確かに、「個人でできないことは地域で、地域でできないことは国家で、国家でできないことは世界で」という発想自体に説得力はあるが、実現可能性の問題以前に、これ単独では世界レベルの民主主義で生じた同様の問題をどう解決するかに回答を出せないという論理的困難を持つ。

以上の二つの解決策にはさらに重要な共通の欠陥がある。それは、どちらも「民主主義を守るための暴力」自

体を否定しない点である。例えば、平和のための民主主義擁護者であるポパーは、大量破壊兵器を保有する独裁者に対する戦争を勧めさえする[62]。ここに、暴力による紛争解決を否定して民主主義を採った者が、民主主義のための暴力行使を躊躇わないという矛盾が見える。民主主義が平和をもたらすという期待[63]は、かくして論理的に破綻する。しかし、我々が民主主義を擁護するのは、ポパーの再行主義的民主主義論に明らかに見られるように、できる限り、暴力よりも理性によって紛争を解決したいからでもある[64]。したがって、暴力の契機はできる限り小さくすることが望ましい。この点で、これら二つの解決策に過大に頼ることは、暴力の契機を拡大することにも繋がる。

3　政治教育による解決

そうなると、結局、再行主義的民主主義の維持は、有権者自身が再行主義的民主主義を守ることで実現しようという考えに行き着く。民主主義では、いかに「悪しき為政者」であっても、有権者の「首を切る」ことには、全ての国民を原則有権者とするという民主主義の定義に反する。そこで、最後は、悪しき有権者がよき有権者となる道以外に、民主主義における政治問題を解決する方法はない。そうした有権者の知識・能力・態度を養うものとして、政治教育が擁護される。この立場でのよき有権者とは、再行主義的な民主主義の社会を維持し、右に挙げた三つの問題を含む民主主義の問題点を解消しうる資質を備えた者となる。再行主義者の中でも、例えば、根岸や施は、民主主義を受け入れるための思考能力の発達や、民主主義の持つ問題の解決のために共感能力の養成を挙げる[65]。一方、ポパーや井上はこうした政治教育にもう少し慎重である[66]。民主主義の問題を全て教育によって解決しようとする姿勢もまた新たな問題を生みかねない[67]。かと言って、暴力の契機は最小化したい。そうだとすれば、エリート主義、上位政府、政治教育、その他を総動員して民主主義の持つ問題への対処を図る必要がある。

㈡　再行主義からの議論

はじめにで述べたように、こうした民主主義を維持することに政治教育の目的を見出す論法には問題がある。それは、政治教育を「民主主義社会における政治的社会化」[68]と割り切る見解と同一の問題である。そこで、論理的可謬主義に基づく再行主義という社会構成原理自体から政治教育の必要性は導けないのだろうか。

一つの論拠は、次のように有権者と政府との関係をとらえることである。

(i)　可謬主義とそれに基づく再行主義に従えば、人々のよき生き方は、批判・やり直しといった試行錯誤の方法によって追及される。

(ii)　この試行錯誤の過程では、政府を使用する場合がある。例えば、法律や行政サービスによって解決しなければならない問題にぶつかったときや、選挙で投票するときなどがそれである。

(iii)　こうした政府の使用は、よりよいやり方で行われる必要がある。例えば、必要な手続きを知らなければ、法による便益や行政サービスが受けられないばかりか、知らずに法を破ってしまう可能性もある。それだけでなく、政府の仕事の影響は使用者のみならずより広範囲の人々にも及ぶことがあるため、例えば、他者の利益や権利を侵害する政策を決定することも可能になってしまう。そうした政策の典型が、二㈡で示した三つの問題である。また、理性的な批判によって政策を改善していく技能がなければ、暴力によってそれを行ってしまうかもしれない。つまり、よりよい使い方ができないと、有権者本人のよい生き方が実現しなかったり、正義が脅かされたりする。

(iv)　よりよい政府の使い方をするには、何らかの資質（知識・技能・態度）が必要である。そこに含まれるのは、

例えば、必要な手続きについての知識であったり、他者の利益や権利に対する配慮の態度であったり、理性的な批判によって政策を改善していく技能などである。

(v) これらの政府をよりよく使うための資質の中には、教育しなければ養われないものがある。例えば、必要な手続きについての知識や、他者の利益や権利への配慮の態度や、理性的な批判によって政策を改善していく技能などは、必ずしも全ての人が教育なしに備える態度ではない（もちろんこれは事実問題についての判断であり争いうる）。

したがって、政府をよりよく使うための資質は、何らかの方法で養われる必要がある。そのことは、およそ有権者である全ての人に当てはまるため、(i)〜(v)を根拠に、全ての有権者に「よりよい政府の使い方に必要な資質を養う」ものとしての政治教育が必要になる。

念のため確認すれば、この(i)〜(v)は、論理的可謬主義・再行主義・民主主義のどれとも矛盾を起こさない。論理的可謬主義の条件(1)〜(3)はこれと矛盾を起こさず、また、批判ややり直しに意義を認める点で再行主義の立場にも立つ。この議論が全ての有権者に当てはまることから民主主義（再行主義的民主主義）とも矛盾しない。さらには、民主主義の難点として示した三つの問題を克服する可能性を含む。というのも、三つの問題を起こすような使い方こそが、まさに、政府の悪い使い方と規定しうるからである。

おわりに

本稿は、「自由で民主的な社会に政治教育が必要なのはなぜか」との問いに、これまでより適切な方法で回答

することを目的としていた。この問いに対するこれまでの回答はたいてい、「自由で民主的な社会を維持するため」という答えであったのに対して、本稿は、民主主義を再行主義（特に論理的可謬主義に基づくそれ）の政治における表れととらえる立場から、再行主義から帰結される民主主義の維持に政治教育の必要性を見出すだけでなく、民主主義の維持によらず政治教育の必要性の論拠を導くことが可能であることを示した。

それでもなお、政治教育は教化に繋がる危険があるゆえ忌避すべきとの信念を頑なに保持している者の姿が目に浮かぶ。確かに、教化の問題は、疑いなく、政治教育の最大の課題であり[69]、英語圏での政治教育や公教育を巡る政治哲学的議論には、この危惧に基づくものが少なくない[70]。政治教育が「自由主義の名の下に全体主義になる[71]」事態は避けるべきである。このことは幾ら強調しても強調し過ぎることはない。

しかし、教育について、ポパーが、国家統制はある程度必要だが、過剰な統制は教化に繋がるゆえ自由の決定的な危険である[72]、と述べるとき、我々は政治教育についてもこの中間のどこかに位置すべきであることを悟る。もし教化の危険があるなら、その危険性を可能な限り減じた教育内容（例えば批判的思考力の養成[73]）や教化への対処策（例えば学校教育以外での啓発活動）を建設的に考案すべきであって、政治教育を根底から排除することはかえって人々を政治的な危険に晒すだけかもしれない。素朴な政治教育忌避論によっても、過大な政治教育賛成論によっても、現に行われている現場の政治教育を徒に混乱させてはいけない。

民主主義社会においても政治教育は必要である。これによって、民主主義社会において政治教育がなぜ不要であるか、その論拠を示す側に反証責任のバトンは移された。

（1） 本稿の制約。本稿の対象は政治教育の必要性ではあるが、政治教育概念より広い概念である「社会教育」・「公民教育」の必要性や重要性は否定しない。これらは、より広い見地からさらに検討されるべき領域である。社会教育について、e.g. J. Arthur and J. Davison, 'Social literacy and citizenship education in the school curriculum,'

The Curriculum Journal, vol. 11, no. 1, esp. p. 9, 公民教育について' e.g. B. Crick, *Essays on Citizenship* (London: Continuum, 2000), p. x, また' Qualifications and Curriculum Authority, *Education for citizenship and the teaching of democracy in schools*, Final report of the Advisory Group on Citizenship (London: QCA, 22 September 1998), sec. 2.9°

(2) 参照' 蓮見二郎「有権者教育とその必要性」『法学政治学論究』第四五号・二〇〇〇年' 二六八―二七五頁°

(3) W. Galston, *Liberal Purposes: Goods, Virtues, and Diversity in the Liberal State* (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), p. 244. W. Galston, 'Civic education in the liberal state,' A. Oksenberg Rorty (ed.) *Philosophers on Education: New Historical Perspectives* (London: Routledge, 1998), p. 470.

(4) Galston, *Liberal Purposes*, p. 244. Galston, 'Civic education in the liberal state,' pp. 472-3.

(5) B. Mandeville, *The Fable of the Bees*, P. Harth (ed.) (Harmondsworth: Penguin, 1714 = 1970), pp. 67-68.

(6) 阪本昌成『リベラリズム／デモクラシー』(有信堂' 一九九八年) 一一五―一一六頁°

(7) 蓮見二郎「日本の政治学における政治教育研究の必要性」『法学政治学論究』第四七号・二〇〇〇年' 二六三―二六九頁°

(8) 蓮見二郎「有権者の資質の外部性――民主主義社会において政府が政治教育に関与する根拠」(慶應義塾大学大学院法学研究科第二七回合同論文指導研究発表会) 二〇〇一年六月二九日°また' 以下も参照° W. Kymlicka, 'Education for citizenship,' J. M. Halstead and T. H. McLaughlin (eds.), *Education in Morality* (London: Routledge, 1999), pp. 85-6. W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, 2nd ed. (Oxford: Oxford University Press, 2002), pp. 304-5.

(9) Galston, *Liberal Purposes*, p. 217. また' pp. 244-245 も参照°

(10) *Ibid*., pp. 220-227.

(11) S. Macedo, *Liberal Virtues: Citizenship, Virtue, and Community in Liberal Constitutionalism* (Oxford: Clarendon Press, 1990), p. 102. See also S. Macedo, *Diversity and Distrust: Civic Education in a Multicultural Democracy* (Cambridge(MA): Harvard University Press, 2000), p. 12.

(12) Macedo, *Liberal Virtues*, pp. 3&99. Macedo, *Diversity and Distrust*, p. x.

(13) Macedo, *Liberal Virtues*, pp. 272&276.

(14) Macedo, *Liberal Virtues*, p. 55.

(15) P. White, *Beyond Domination: An Essay in the Political Philosophy of Education* (London: Routledge & Kegan Paul, 1983), esp. pp. 8-92.

(16) P. White, *Civic Virtues and Public Schooling: Educating Citizens for Democratic Society* (NY: Teachers College Press, 1996), p. 1.

(17) A. Gutmann, *Democratic Education* (Princeton (NJ): Princeton University Press, 1987), p. 14.

(18) *Ibid*., p. 282.

(19) *Ibid*., p. 287

(20) *Ibid*., pp. 43-44.

(21) *Ibid*., p. 52.

(22) J. Shearmur, *Hayek and After, Hayekian Liberalism as a Research Programme* (London: Routledge, 1996), pp. 178. 施光恒『リベラリズムの再生――可謬主義による政治理論』慶應義塾大学出版会・二〇〇三年′一九三・一九六頁。

(23) N. Rescher, 'Fallibilism,' E. Craig (ed.) *Concise Routledge Encyclopaedia of Philosophy* (London: Routledge, 2000), p. 271. N. Rescher, 'Fallibilism,' T. Honderich (ed.) *The Oxford Companion to Philosophy* (Oxford: Oxford University Press, 1995), p. 267.

(24) 蔭山泰之『批判的合理主義の思想』未來社・二〇〇〇年′第一章一。

(25) H・アルバート′萩原能久訳『批判的理性論考』御茶の水書房・一九八五年′一九一一三頁 (H. Albert, *Treatise on Critical Reason*, M. V. Rorty (tr.) (Princeton (NJ): Princeton University Press, 1984), p. 18)。

(26) この相違は′次から示唆を受けた。萩原能久「カール・ポパーの政治哲学?――ポパーから学べるもの′ポパーに欠けるもの」ポパー哲学研究会編『批判的合理主義』未來社・二〇〇二年′一八九頁。

(27) 根岸毅『原理主義と民主主義』慶應義塾大学出版会・二〇〇三年、三九頁注3。
(28) 次から示唆を得た。K. Popper, *Objective Knowledge: An Evolutionary Approach*, Revised ed. (Oxford: Clarendon Press, 1972 = 1979), p.246.
(29) 「自然主義的誤謬」について、G. E. Moore, *Principia Ethica*, revised ed. (Cambridge: Cambridge University Press, 1903 = 1993), sec.10.
(30) 例えば、K. R. Popper, *Objective Knowledge*, pp. 29-30, 120, 126, 237, 239, 290&318, また、p. 46-47, 264-5&310 なども参照。K. R. Popper, *Conjectures and Refutations: The Growth of Scientific Knowledge* (London: Routledge & Kegan Paul, 1963), pp. 226, 229&246, また、p. 384 も参照。
(31) この点に関し、「自分を正しいと思い込む病気ほど、確実にその人の知的成長を止めてしまうものはない」。C. S. Peirce, *Collected Papers of Charles Sanders Peirce*, C. Hartshorne and P. Weiss (eds.), Vol. I (Cambridge (MA): Harvard University Press, 1931), para.13.
(32) 「全ての理論（知識）は仮説である」(Popper, *Objective Knowledge*, pp. 29&30)。また、*Ibid*., pp. 80, 104&300 なども参照。
(33) 萩原「カール・ポパーの政治哲学？」、一九〇頁。
(34) 施『リベラリズムの再生』、ⅰ－ⅱ頁。また、五一－五六頁も参照。
(35) 蔭山『批判的合理主義の思想』、一七頁。また、R. Dahrendorf, 'Uncertainty, science, and democracy,' *Essays in the Theory of Society* (London: Routledge & Kegan Paul, 1968), p. 253.
(36) Popper, *Objective Knowledge*, pp. 33-35.
(37) 次から示唆を得た。根岸『原理主義と民主主義』、一一七－一一八頁。
(38) 次から示唆を得た。前掲書、一一一頁。
(39) 次も別の形で批判的合理主義への批判を行う。橋本努『自由の論法』創文社・一九九四年、四一－四二頁。
(40) P. Feyerabend, *Against Method: Outline of an Anarchistic Theory of Knowledge*, (London: NLP, 1993), p. 28.

(41) H・ケルゼン、西島芳二訳『デモクラシーの本質と価値』岩波書店・一九四八年、第十章。H. Kelsen, 'Absolutism and Relativism in Philosophy and Politics,' *The American Political Science Review*, vol. 42, no. 5, 1948, esp. pp. 910-914. H. Kelsen, 'Foundations of democracy,' *Ethics*, vol. 66, no. 1, 1951, esp. pp. 14-18.

(42) 参照' A-H. Chroust, 'The philosophy of Law of Gustav Radbruch,' *The Philosophical Review*, vol. 53, no. 1, 1944, pp. 27-28.

(43) ここでの括弧内の数字は、次のページ番号。Dahrendorf, 'Uncertainty,' pp. 231-255.

(44) ここでの括弧内の略号・数字は、以下のページ番号または章番号。

A: K. Popper, *All Life Is Problem Solving*, P. Camiller (tr.) (London: Routledge, 1999).

C: Popper, *Conjectures and Refutations*.

OK: Popper, *Objective Knowledge*.

OS: K. R. Popper, *The Open Society and Its Enemies*, vol. I, 4th ed.(revised) (London: Routledge & Kegan Paul, 1962).

T: K. Popper, 'Toleration and intellectual responsibility,' S. Mendus and D. Edwards (eds.) *On Toleration* (Oxford: Clarendon Press, 1987), pp. 16-34.

(45) 注(32)を参照。

(46) ここでの括弧内の記号・数字は、以下のページ番号。

g：井上達夫「合意を疑う」『現代の貧困』岩波書店・二〇〇一年、一七九－二〇六頁。

k：井上達夫『共生の作法――会話としての正義』創文社・一九八六年。

t：井上達夫『他者への自由――公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社・一九九九年。

(47) ここでの括弧内の数字は、次のページ番号。施『リベラリズムの再生』。

(48) ここでの括弧内の数字は、次のページ番号。根岸『原理主義と民主主義』。

(49) 根岸「規範的な議論の構成と必要性」慶應義塾大学法学研究会『法学研究』第七〇巻第二号・一九九七年、第一二章。

(50) 特に、根岸「民主主義の論理と価値」（本号所収）Ⅶ注5。
(51) Popper, *Conjectures and Refutations*, p. 347. また、井上「合意を疑う」、一九六頁なども参照。
(52) 千葉眞『デモクラシー』岩波書店・二〇〇〇年、二五―二六頁。また、同書、二八―二九頁も参照。
(53) 例えば、前掲書、一三―一四頁。
(54) アリストテレス、山本光雄訳『政治学』岩波書店・一九六一年、二九五頁（第六巻第五章、1319a）。
(55) R・A・ダール、中村孝文訳『デモクラシーとは何か』岩波書店・二〇〇一年、八一頁。
(56) 井上「合意を疑う」、二〇四―二〇五頁、施『リベラリズムの再生』、二六三頁注218。
(57) 施、前掲書、二三八―九頁。また、M・ウェーバー、脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店・一九八〇年、特に、九一―一〇六頁も参照。
(58) 根岸毅「法解釈と政治」『法学研究』第五九巻第八号・一九八六年、四章。
(59) E.g. D. Held, *Models of Democracy*, 2nd ed. (Cambridge: Polity, 1996), ch.10.
(60) Popper, *Conjectures and Refutations*, p. 360. Popper, *Open Society*, p. 113. もっとも、ポパーは国連も誤りうることを認める。Popper, *All Life is Problem Solving*, p. 143.
(61) 根岸『原理主義と民主主義』、四〇―四二頁。
(62) Popper, *All Life is Problem Solving*, pp. 119-120.
(63) I・カント、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波書店・一九八五年、二八―三八頁。なお、カントは民主主義のための国際介入には反対している。
(64) 例えば、根岸『原理主義と民主主義』、六一、九二頁。
(65) 根岸『原理主義と民主主義』六九―七〇頁、根岸「民主主義の論理と価値」Ⅶ注4。施『リベラリズムの再生』、二二一―二二二頁。
(66) Popper, *Open Society*, pp. 113&127. 井上「合意を疑う」、二〇三―二〇四頁。
(67) 宮寺晃夫『リベラリズムの教育哲学――多様性と選択』勁草書房・二〇〇〇年、一九―二〇頁。
(68) G. F. Kneller, 'Political socialization,' G. F. Kneller (ed.) *Foundations of Education* (NY: John Wiley &

Sons, 1971), pp. 396-400.

(69) D. Heater, *Citizenship: The Civic Ideal in World History, Political Education* (London: Longman, 1990), p. 340.

(70) E.g. J. Rawls, *Political Liberalism* (New York: Columbia University Press, 1993), pp. 199-200. S. Macedo, 'Liberal civic education and religious fundamentalism: the case of God v. John Rawls?,' *Ethics*, vol. 105, no. 3, 1995, pp. 468-496. A. Gutmann, 'Civic education and social diversity,' *Ethics*, no.105, no. 3, 1995, pp. 557-579.

(71) Galston, 'Civic education in the liberal state,' p. 479.

(72) Popper, *Open Society*, p. 111.

(73) 例えば' Macedo, *Liberal Virtues*, p.272, Heater, *ibid*., p. 340.

※本稿の執筆は' Universities UK からの Overseas Research Award と Cambridge Overseas Trust からの Special Prince of Wales (Cable & Wireless) Chevening Cambridge Bursary ならびに Overseas Student Bursary との援助を受けた留学によって可能となった。記して両団体に感謝の意を表したい。